改正後(カート゛)ピン	ンパッドなし	現行	備考	差異
カード規定		カード規定		
<u>1</u> カードの利用	<u>1. (</u> カードの利	J用 <u>)</u>	「定型約款の作成・ 編集に関するガイド ライン」にしたがい 変更。	変更
普通貯金 (利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型 (決済用)、総合口座取引および総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。)、営農貯金について発行したJAキャッシュカード、貯蓄貯金およびJAカードローンについて発行したJAローンカード (キャッシュカード) (以下、これらを「カード」といいます。) は、当組合に開設された貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。	座取引および です。)、営農 ードローンに らを「カード	利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型(決済用)、総合口総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じ貯金について発行した JA キャッシュカード、貯蓄貯金および JA カついて発行した JA ローンカード(キャッシュカード)(以下、これ」といいます。)は、それぞれ当該貯金口座または貸越口座についに利用することができます。	業店システムのタブ レットにて、キャッ シュカードを用いて	<u>変更</u>
ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。		ードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取 場合に限ります。		
①_当組合、当組合が提携した他の農業協同組合(信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。) <u>もしくは</u> 当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。)の現金自動貯金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。)を使用して、または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット等の機器を使用して、カードローンの貸越の返済、普通貯金、営農貯金または貯蓄貯金(以下、これらを「貯金」といいます。)に預入れをする場合(以下、これらの取引を単に「入金」といいます。)	みます。 預入機の も含めて 兼用機を 貸越の返	、当組合が提携した他の農業協同組合(信用農業協同組合連合会を含以下、「提携組合」といいます。) <mark>および</mark> 当組合がオンライン現金自動共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下、提携組合「入金提携先」といいます。)の現金自動貯金機(現金自動預入払出含みます。以下、「貯金機」といいます。)を使用してカードローンの済、普通貯金、営農貯金または貯蓄貯金(以下、これらを「貯金」と。)に預入れをする場合(以下、これらの取引を単に「入金」といい	業店システムのタブ レット等にて、キャ ッシュカードを用い て「預入れ」を行う	変更
②_当組合 <u>もしくは</u> 当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下、提携組合を含めて「出金提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。)を使用して、または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット等の機器を使用して、カードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合(以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。)	業務を提 す。)の5 機」とい	および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払 携した金融機関等(以下、提携組合を含めて「出金提携先」といいま 見金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払 います。)を使用してカードローンの貸越を受け、または貯金の払戻 場合(以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。)	業店システムのタブ レット等にて、キャ	変更
③_当組合、提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。)を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合	動振込機 下、「振辺	、提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自 (振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以 と機」といいます。)を使用してカードローンの貸越を受け、または振 け金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合		
④_当組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク 運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録	機構所定	と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営 の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された 以下「マルチペイメント収納機関」といいます。)に対して、当組合		

改正後 (カート゛) ピ	ンパッドなし	現行	備考	差異
された法人等(以下「マルチペイメント収納機関」といいます。)に対して、当組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス(以下「Pay-easy(ペイジー)」といいます。)を利用する場合。また、当組合と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy(ペイジー)を利用する場合	からの振 (ペイジ にある提 当該提携	を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス(以下「Pay-easyー)」といいます。)を利用する場合。また、当組合と同一都道府県内携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy(ペイジー)を利用する場		
⑤ 当組合または提携組合の店舗に設置しているタブレット等の機器を使用して、振込の依頼、届出事項の変更、口座振替の依頼等を行う場合			店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「振込」、「届出事項の変更」「口座振替等」を行う対応を追記。	追加
⑥ 当組合もしくは提携組合の貯金機、支払機もしくは振込機を使用して、また は当組合もしくは提携組合の店舗において、当組合または提携組合の店舗に 設置しているタブレット等の機器を用いて貯金の残高や届出情報を表示する 場合			店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「残高」、「届出情報表示」を行う対応を追記。	追加
⑦ その他当組合所定の取引をする場合	その他	当組合所定の取引をする場合	項番の変更	変更
2 入金	2. (貯金機に)	<u>にる入金)</u>	「定型約款の作成・ 編集に関するガイド ライン」にしたがい 変更。	変更
(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に <u>し</u> <u>たが</u> って、貯金機にカード、または通帳(当組合および提携組合に限ります。)を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	て、貯金機	使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に <mark>従っにカード、または通帳(当組合および提携組合に限ります。)を所定入し、現金を投入して操作してください。</mark>		変更
(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および入金提携先所定 の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、 <u>1</u> 回あたりの入金は、当組合お よび入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。	の紙幣およ	よる入金は、貯金機の機種により当組合および入金提携先所定の種類び硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当組合および入金提枚数による金額の範囲内とします。		変更
(3) <u>当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて入金をする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。</u>	-		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「入金」を行う対応を追記。	追加
3 払戻し	3. (支払機に)	<u>にる払戻し)</u>	支払機と窓口の払戻	変更

改正後	(カード) ピンパッドなし		備考	差異
			しについて合わせて 記載するため、タイ トルを変更。	
(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示順に <u>したが</u> って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請は必要ありません。	#証および って支払機 してくださ	を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に <mark>後</mark> にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力 ない。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	-	変更
(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または出の金額単_位とし、 <u>1</u> 回あたりの払戻しは、当組合または出金提携労範囲内とします。なお、 <u>1</u> 日あたりの払戻しは当組合所定の金額ます。	た所定の金額の 額単位とし 内とします	こよる払戻しは、支払機の機種により当組合または出金提携先所定の金 、、1回あたりの払戻しは、当組合または出金提携先所定の金額の範囲 っ。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。		変更
(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 <u>5</u> 5 定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる るときは、その払戻しはできません。	金額をこえる自動機和	を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 <u>5</u> 条第 <u>1</u> 項に規定す 利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、 しはできません。		変更
(4) 当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて払 は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力して			店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「支払い」を行う対応を追記。	追加
<u>4</u> 振込機による振込	<u>4. (</u> 振込機に	よる振込 <mark>)</mark> _	「定型約款の作成・ 編集に関するガイド ライン」にしたがい 変更。	変更
振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し 依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って、 ードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に ださい。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払 提出は必要ありません。	 する場合には 方法で挿入し 合における則	使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をは、振込機の画面表示等の操作手順に <mark>従</mark> って、振込機にカードを所定の、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありませ	易	変更
5自動機利用手数料等		用手数料等 <mark>)</mark>	「定型約款の作成・ 編集に関するガイド ライン」にしたがい 変更。	変更
6 代理人による預入れ・払戻しおよび振込	<u>6. (</u> 代理人に	よる預入れ・払戻しおよび振込 <mark>)</mark>	同上	変更
7_貯金機・支払機・振込機故障時等の取り扱い	<u>7. (</u> 貯金機・)	支払機・振込機故障時等の取扱い <u></u>	同上	変更
	カード取引に	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	・ 店頭に設置された営	<u>削除</u>

改正後	(カード) ピンパッドなし		備考	差異
	<u>一時行わた</u> <u>す。</u>	<u>ないことがありま</u>	業店システムのタブ レット等にて、キャ	
(1) 停電、故障等により貯金機による取り扱いができない場合に 業時間内に限り、当組合および提携組合の窓口でカードにより ことができます。			ッシュカードを用い て取扱う対応に変 更。	追加
(2) 停電、故障等により当組合および提携組合の支払機による取り きない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の して定めた金額を限度として当組合および提携組合の窓口でカー 戻すことができます。なお、提携組合以外の出金提携先の窓口で 取り扱いはしません。	取り扱いと ドにより払		同上	追加
(3) <u>前2項による入金は第2条3項、払戻しは第3条4項によるも</u> のとし			同上	追加
(4) <u>停電、故障等により振込機による取り扱いができない場合に</u> 業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することに。 <u>依頼することができます。</u>			同上	追加
8_カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入	<u>8. (</u> カードに	よる入金・払戻し金額等の通帳記入 <u>)</u>	「定型約款の作成・ 編集に関するガイド ライン」にしたがい 変更。	変更
カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額: 数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機 払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店(所): 提携組合の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードに 場合に同様とします。	、振込機、支料金額の通帳記 および全国の もしくは通帳記			変更
9 本人確認	<u>9. (</u> カード・)	暗証の管理等 <mark>)</mark>	「9 本人確認」と 「10 カード・暗証 番号の管理等」に分 離。	変更
(1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出が一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払うます。	に交付し 出の暗証と	は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人たカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致すご組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。		
(2) カードを、タブレット等を通して本人確認手段として利用する 当組合または提携組合所定の操作手順にしたがって、当組合また 合の所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力し い。	<u>たは提携組</u>		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて暗証番号を入力し、「本人認証」を行う対応を追記。	追加

改正後(カート゛)ピン	カプランパッドなし 現行	備考	差異
(3) 当組合または提携組合は、前記によりタブレット等に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行うものとします。		同上	追加
(4) <u>当組合または提携組合所定の場合には、前2項に加え、本人確認書類の</u> 提示等当組合所定の手続を行うことがあります。		同上	追加
<u>10 カード・暗証の管理等</u>		「10. (カード・暗 証の管理等)」から 分離。	追加
(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。	(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。	項番の変更	変更
(2) 当組合または提携組合が、前記9の本人確認手続を行ったうえで、払戻し、払戻請求書、諸届その他の書類を取り扱った場合(当組合が貯金の払戻しに応じたことを含みます。)は、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。ただし、後記11および12に定める場合にはこの限りではありません。		「キャッシュカード+ 暗証番号」の一致を 持って取引を行った 場合、カードまたは 暗証について事故が あっても金融機関は 免責となることを追 記。	追加
(3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。	(3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。		
<u>11</u> 偽造カード等による払戻し等	<u>10. (</u> 偽造カード等による払戻し等 <u>)</u>	「定型約款の作成・ 編集に関するガイド ライン」にしたがい 変更。	変更
12 盗難カードによる払戻し等	<u>11. (</u> 盗難カードによる払戻し等)_	同上	変更
(1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。	(1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。		
①_カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われている こと	① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること		
②_当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること	② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること		
③_当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること	③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること		

改正後	ンパッドなし		備考	差異
(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。	合は、当約 きないやも が継続して かる損害	情求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組 且合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することがで いを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情 ている期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにか (手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下、「補てん対象 います。)を補てんするものとします。		
ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。		当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があるこかが証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金ものとしま	「定型約款の作成・ 編集に関するガイド ライン」にしたがい 変更。	変更
(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	ないときに	の規定は、第 <u>1</u> 項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日(当該 盗難が行われた日が明らかで は、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻し が最初に行われた日。)から、 過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	同上	変更
(4) 第 <u>2</u> 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。	(4) 第 <mark>2</mark> 項の 任を負いす	対規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責 せん。	同上	<u>変更</u>
13 カードの紛失、届出事項の変更等	<u>12. (</u> カードの	紛失、届出事項の変更等 <mark>)</mark>	同上	変更
(1) カードを紛失した場合、または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変 更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出て ください。この届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いませ ん。	あった場合	を紛失した場合、または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更が 会には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てくださ 品出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。		
(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機(当組合および県内の提携組合に限ります。) およびタブレット等 により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機 およびタブレット等 の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	提携組合に機、振込機 所定の方法 い。この場	音証の変更については、貯金機、支払機、振込機(当組合および県内のこ限ります。)により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って貯金機、支払機、振込機にカードをまで挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してくださ場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	業店システムのタブ レットにて、キャッ	変更
(3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届出た 代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証 を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機(当組合および県内の提 携組合に限ります。)を使用するものとします。	が変更する 合には、野	7ードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届出た代理人 5ことができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場 庁金機、支払機、振込機(当組合および県内の提携組合に限ります。) 5ものとします。		
<u>14</u> カードの再発行等	<u>13. (</u> カードの	再発行等 <mark>)</mark>	「定型約款の作成・ 編集に関するガイド ライン」にしたがい 変更。	変更
<u>15</u> 貯金機、支払機、振込機への誤入力等	14. (貯金機、	支払機、振込機への誤入力等 <mark>)</mark>	同上	<u>変更</u>

	(カード) ピンパッドなし	現行	備考	差異
16 解約、カードの利用停止等	<u>15. (</u> 解約、カー	15. (解約、カードの利用停止等) 同		変更
(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、カート取引が終了した場合(ただし、JAローンカード(キャッシュカー)る。)、または当組合普通貯金規定(普通貯金無利息型(決済用)規定をす。以下、同じです。)、総合口座取引規定(総合口座(普通貯金型)取引規定を含みます。以下、同じです。)、営農貯金または貯蓄既により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いか、カードの磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。	が終了した が終了した たは当組合 じです。)、 す。以下、 れた場合に 部分を切断	を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、カードローン取引場合(ただし、 JA ローンカード(キャッシュカード)に限る。)、ま普通貯金規定(普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同総合口座取引規定(総合口座(普通貯金無利息型)取引規定を含みま同じです。)、営農貯金または貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約さは、そのカードを当店に返却いただくか、本カードの磁気ストライプのうえ破棄してください。	・本カードの「本」	<u>変更</u>
(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認合、および暗証相違回数オーバーの場合には、その利用をお断りするあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当足してください。	ることが および暗証 す。この場	改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認めた場合、 相違回数オーバーの場合には、その利用をお断りすることがありま 合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してくださ		
(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。たた記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除しまった。	だし、後ら請求があ合は、当組本人である	たは、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合かり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合がことを確認できたときに停止を解除します。		
①_第_17_条に定める規定に違反した場合	① 第17	条に定める規定に違反した場合		
②_普通貯金規定、総合口座取引規定、営農貯金規定または貯蓄貯金 より貯金口座の貯金取引が停止された場合	Λ7L ΛΕ (金規定、総合口座取引規定、営農貯金規定または貯蓄貯金規定によりの貯金取引が停止された場合		
③_貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表 る一定の期間が経過した場合	l l	座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定 経過した場合		
④_カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあ 当組合が判断した場合	かると ④ カード が判断し	が偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合 た場合		
17 譲渡、質入れ等の禁止	<u>16. (</u> 譲渡、質 <i>)</i>	、れ等の禁止 <mark>)</mark>	同上	変更
<u>18</u> 規定の適用	<u>17. (</u> 規定の適月	∃ <u>)</u>	同上	変更
(1) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合引規定、営農貯金規定または貯蓄貯金規定、ならびに <u>JA</u> カードローン定書、 <u>JAカードローン利用規定(ただし、当組合とJAカードローン町のある場合に限る。)</u> および振込規定により取 <u>り</u> 扱います。	定、営農貯 プ取引約 よび振込規	に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規金規定または貯蓄貯金規定、ならびに <u>JA</u> カードローン取引約定書お定により取扱います。		変更
(2) この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規 条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認 る場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するもの	Bめられ は、金融情は、民法の	は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合に定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		

改正後	(カード) ピン	パッドなし	現行	備考	差異
す。					
(3) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭を ーネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始 されるものとします。			よるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネ 也相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるも 「。		
	以上		以上		
(<u>令和7年4</u>)	月1日現在)		(令和2年4月1日現在)		